錦江町農業委員会4月総会議事録

- 開催日時 平成27年4月20日(月) 午後2時40分から
- 開催場所 錦江町役場 庁議室
- 出席委員(20人)

会長	1番	宿利原	原勝吉
代理	2番	基	岸澄
委員	3番	厚ケ瀬	質博文
IJ	4番	水流	豊美
IJ	5番	平原	栄
IJ	6番	東郷	輝昭
IJ	7番	毛下	利美
IJ	8番	寺田	郁哉
IJ	9番	安水	純一
IJ	10番	牧原	昇
IJ	11番	元丸	敏朗
IJ	12番	鍋	康博
IJ	13番	徳永	哲朗
IJ	14番	貫見	和洋
IJ	15番	畠中	正秋
JJ	16番	黒瀬	正
IJ	17番	鳥越	秀一
IJ	18番	樋渡	俊信
IJ	19番	鈴	一麿
IJ	20番	本釜	好子

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

- ○議事日程
 - 1、開会
 - 2、農業委員憲章朗読
 - 3、会長あいさつ
 - 4、議 事
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 会務報告について
 - 第3 附議事項
 - 議案第 1号 農地法第3条許可申請について
 - 議案第 2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利 用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議長	只今より平成27年4月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。 本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。 それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に20番本金委員と2番基委員を指名いたしますので、よろしくお願いします。
議長	次に、会務報告についてを議題とします。 事務局から報告と説明をお願いいたします。
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問はありませんか。
全委員	(発言なし)
議長	無いようですので、以上で会務報告を終わります。 それでは附議事項に入ります。
議長	議案第1号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議案第1号について説明いたします。 先ず、受付番号1号の譲渡人は、T・Kさん、O府在住の方です。 申請地は、馬場字芝山424番1、地目は田、地積は415㎡となっています。 一方、譲受人はT・Mさん、Y自治会在住の方です。 この申請は売買による所有権移転となっています。 T・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地849㎡、 小作地2,919㎡で、水稲、バレイショを主体とした経営をされています。 農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、動噴、ハーベスター各1台となっています。 この件の担当調査員は、5番 平原委員です。 以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を、5番 平 原委員お願いいたします。

5 番 平原委員 議 長	報告いたします。T・KさんとT・Mさんは兄弟で、兄弟同士による売買によるものでございます。この田んぼはもう15・6年前売買が成立し、もう支払いも済んでいるということで、今回こうして名義を直そうということで上がって来たものです。T・Mさんに関しましては、いつも土手も綺麗にされておりますし、問題は無いかと思われます。ちなみにこの当時の価格はびっくりするぐらいの価格で、○○円だったそうです。
IIIX IX	ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第1号を採決します。 お諮りします。 議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第1号 農地法第3条許可申請については、原案のと おり決定しました。
議長	次に「議案第2号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による 農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」を議題 とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は47筆の利用集積計画について審議しなければな りませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、 その都度議決したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 それでは、議案第2号のうち、受付番号1号から12号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第2号のうち、受付番号1号から12号までを説明いたします。

まず、受付番号 1 号から 4 号までの貸し人はA・S さん、K・N 自治会在住の方です。

申請地は、1号が神川字加州河5,376番、地目は畑、地積は2,361 ㎡、2号が神川字中塚5,418番3、地目は畑、地積は1,598㎡、3号が神川字中塚5,470番2、地目は畑、地積は1,291㎡、4号が神川字猿掛8,787番71、地目は畑、地積は4,132㎡で、4筆の合計は9,382㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、A・Kさん、K・K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者2名、自作地2,073㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、 管理機各1台となっています。

次の受付番号 5 号から 7 号までの貸し人はK・T さん、K 自治会在住の方です。

申請地は、5号が神川字火尻ケ山3,807番、地目は畑、地積は409㎡、6号が神川字岩ノ上4,273番1、地目は畑、地積は432㎡、7号が神川字中平4,484番1、地目は畑、地積は3,952㎡で、3筆の合計は4,793㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、K・Sさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者2名、自作地5,986㎡、小作地1,2 55㎡で、肉用牛、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、耕運機、管理機各1台となっています。

受付番号1号から7号までの担当調査員は、4番 水流委員です。

次の受付番号8号、9号の貸し人はI・Iさん、B自治会在住の方です。 申請地は、8号が田代麓字長尾3,309番3、地目は畑、地積は1,877㎡、9号が田代川原字菖蒲ケ迫5,945番5、地目は畑、地積は3,910㎡で、2筆の合計は5,787㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は全部で29,000円となっています。

借り人は、Y・Sさん、B自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地47,676㎡、小作地3,004㎡で、お茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、カルチ、肥料散布機、 草払い機各1台となっています。

この件の担当調査員は、7番 毛下委員です。

次の受付番号10号の貸し人はK・Hさん、K・K自治会在住の方です。 申請地は、城元字轟木ケ迫3, 828番1、地目は畑、地積は5, 716 m^2 となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成30年12月14日までで、小作料金は40,00円となっています。

借り人は、(株) T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。

経営状況は、従事者2名、雇用が21名、自作地1,485㎡、小作地81,813㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、トラック12台、動噴5台、トラクター・管理機各3台、乗用管理機2台、フォークリフト1台となっています。

次の受付番号11号の貸し人はN·Aさん、Y自治会在住の方です。

申請地は、馬場字山ノ口1,539番1、地目は田、地積は594㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成31年12月14日までで、小作料金は15,000円となっています。

借り人は、受付番号10号と同じ(株) T・Fさんです。

受付番号10号、11号の担当調査員は、8番 寺田委員です。

次の受付番号12号の貸し人は、S・Tさん、N・N自治会在住の方です。 申請地は、田代麓字拂川93番、地目は田、地積は1,178㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は米35kgで1俵となっています。

借り人は、Y・Hさん、Y自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者2名、自作地5,164㎡、小作地56,960㎡で、水稲、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、コンバイン、ベーラー、ラップマシン、2tトラック各1台となっています。

この件の担当調査員は、12番 鍋委員です。

[
	以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお
	願いいたします。
	先ず、受付番号1号から7号までを、4番 水流委員お願いいたします。
4 番	報告いたします。受付番号1号から7号は、2件ともに親子間の農業者年金
水流委員	受給に伴う利用権設定のため、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願
	いします。
 議 長	ありがとうございました。
	次に、受付番号8号、9号を、7番 毛下委員お願いいたします。
7 番	借受人のY・Sさんは現在41歳で、お茶をやっているんですけれども、自
毛下委員	分と親の2人、そしてお茶を主とした農家で、この畑は以前別な方がお茶を作
	っていたんですけれども、その人から闇貸しして作っておられましたが、Iさ
	んが書類を作成しておきたいということで利用権を結ぶようになりました。
議 長	ありがとうございました。
	次に、受付番号10号、11号を、8番 寺田委員お願いいたします。
8 番	10号、11号を説明いたします。借り主のT・Fさんは、毎月のように出
寺田委員	て来るT・Fさんでありまして、11番のN・AさんがT・Fさんに、小さい はないよころだけばれた。アイヤないかよいら相談がたりまして、T・Fさんが
	狭いところだけども作ってくれないかという相談がありまして、T・Fさんが 広いところだけ、掛りの良いところだけ作る訳に行かないので、気張って作る
	がということで成立した分でございます。T・Fに対しましては、町が定める
	要件に関する条件はすべて満たしているものと思います。
	それと10番の件について私が思うんですけれども、貸し手のK・Hさんが
	5反7畝のを今度貸されるんですけれども、この次にK・Hさんが借り手で挙
	がって来た時にはスムーズに許可が行くのかなというふうに思ったりもしま
	す。前に、貸していて借りるのかというのがいろいろと問題になって来ました
	けれども、今度の場合はちょっと面積が大きいもんですから、この次に極端な
	例で言えば、来月、再来月、K・Hさんが借り手として利用権で挙がって来た
	時には、スムーズに行くのかなというふうに考えたもんですから、皆さんの意
	見を。今は昔の形態と違いますから、これも利用集積の利用権設定であるし、
	やはりそういうところは緩和して考えなければいけないのかなというところも
	あるんですけれども、皆さんの意見をよろしくお願いします。

議長	ありがとうございました。 後で質疑を受けたいと思います。 次に、受付番号12号を、12番 鍋委員お願いいたします。
12番 鍋委員	12号を説明いたします。 この案件は先月の3月のあっせんに挙がったものです。この圃場の場所は目印としまして、大根占から上がって来ますと、田代の中心部にあります田代中央運動場が右手に見えてきます。そしてそのすぐ横を長谷川が流れておりますが、その川の手前の道路を運動場と反対の方向へ300mぐらい入り込んだ所にあります。
	今回の貸し手の方は高齢による経営縮小ということです。当初2月にあっせんした水田の隣接地でしたので、その方ではどうかというふうに思い話し合いに行きましたが、貸し主さんから訳ありの説明等があり反対をされました。そのためこの周辺で牛の飼料を作っておられるYさんを押したところ、双方ともに了解を得られて成立したものです。 Kさんについては度々登場されるのでお分かりとは思いますが、認定農業者であられ、この4月から息子さんが就農をされました。又、近く結婚式も挙げられるという話も伺いました。今まで以上に経営に熱が入られることと思っています。錦江町が定める条件もクリアされておられるので、何ら問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
10番 牧原委員	先程のK・Hさんの件なんですけれども、この轟木ケ迫というのはどのあたり。
8 番 寺田委員	S荘から中に入って、もとKがシキミを植えていたところで、引っこ抜いて ちゃんと整地をして返せという条件で開いたところです。
10番 牧原委員	あそこは自分で草を植えると言っていたんだけれど。
17番 鳥越委員	Kさんとの契約で去年調査をしたところで、その時見た時にもうどうしようもないくらい手を付けられないような状態だったんですが、K・HさんがKさんに再三綺麗にして片付けてくれということでして、K・Hさんにしてみれば、あそこまでは草を植えても遠いということで、Hさんに作ってくれという話だったようです。

8 番	そう言ったんですが、相手が5反程度ですが、遠いというのはそうなんです
寺田委員	が、飼料を植えるとすれば出来るんですよね。K市まで行くわけではないんで。
	まあそれはHさんの経営の状態だと思うんですが、遠いところより近いところ
	が良いとか。そしてあそこがまとまっているからとか。
17番	そしてHさんが、どこかO組のあそこ辺りを借りているんじゃないですか。
鳥越委員	それで近くだからということで。
 8 番	近くだからそれは良いんですが、今度はK・Hさんが、極端に言えば来月と
寺田委員	かに利用権が出てきたときに、先月5反ばかりの畑を貸して、今度は1反ばか
,,,,,,,	りの土地を借りるのかと。それが前の頃は難しかったんだけど、今はそんなこ
	とを言っていれば利用集積は出来ないじゃないかという考え方も出来るんだけ
	ど。
議長	これを皆で審議をして、自分のものは貸して、又、他のものを借りてという
	のが前から出て来るんで、これを認めるか認めないかということを寺田さんは
	言っているところですが。
10番	<u></u> だからそれを決めていれば、逆にまた出た時に、いやもうこれは農業委員会
牧原委員	ではだめですよという形のもの出来るんですよね。
5 番	今までも借りているのもあらせんけ。
平原委員	
8 番	そういって畑を貸して田んぼを借りるとか。畑が遠いところに1反あって、
寺田委員	田んぼにハウスを作りたいとか、ハウスの横だからこっちは貸して、こっちは
	: 借りるとか。そういうのは認めざるを得ないだろうということで、今でも来て
	・・たんとすが、仮にする利用権は自り手の力が権利があるとが、いろんな来に と満たしていれば良いと思うんですが、今度はK・Hさんが、この次借り手と
	して出てきた時にはスムーズに「はい」と言ってもらえるんだろうかとだし、
	自分が先月は貸していて今月は借りるのかと。
19番	考え方としては経営形態によって、使えるところ、使えない部分もある訳で
鈴 委員	しょう自分のものにしても。今度は借り手がその近くに借りていたら、それの
	面的な集積という考え方をすれば、T・Fさんが近くに作っていて、もうちょ
	一っと面的に集積をしたいということで借りるということであれば、それに協力
	するという形なんだから良いと思うんだけどどうでしょうか。
	<u> </u>

日3番 今度の物件は私が本人と話をしたときにはさっきの話と逆で、T・Fさんの 方から申し出があったというふうに聞いているんで、それからするといま鈴委 員が言った意味ですね。借り手の方が自分の近くを集積したいという、そういう趣旨で私はこれは良いんじゃないのかなと。貸し主の遠い近いじゃなくて、借り手の集積という意味では良いんじゃないかと思います。 8 番 二の件は、T・Fさんが借りる分には問題ないんですよ。だけどこの次にK・日さんが借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいろんな条件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうのは、先月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。 19番 借り手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無いんじゃないかと思うんだけれども。 8 番 今までが色々あったでしょう。貸していて今度は借りるのかとか。だからそれを信今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないんじゃないかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスムーズに流れてゆくような気がするんですが。 1 番 自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの後にグイコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはりそういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのではないかと思うんですが。 5 番 平原委員	徳永委員 方から 員が言 う趣 借り手 8 番 この 寺田委員 Hさん んな条	申し出があったというふうに聞いているんで、それからするといま鈴委言った意味ですね。借り手の方が自分の近くを集積したいという、そうい言で私はこれは良いんじゃないのかなと。貸し主の遠い近いじゃなくて、この集積という意味では良いんじゃないかと思います。 中は、T・Fさんが借りる分には問題ないんですよ。だけどこの次にK・いが借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいる。 は作をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうのに月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。
日が言った意味ですね。借り手の方が自分の近くを集積したいという、そういう趣旨で私はこれは良いんじゃないのかなと。貸し主の遠い近いじゃなくて、借り手の集積という意味では良いんじゃないかと思います。 8 番 この件は、T・Fさんが借りる分には問題ないんですよ。だけどこの次にK・サ田委員 Hさんが借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいろんな条件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうのは、先月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。 19番 借り手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無かんじゃないかと思うんだけれども。 8 番 今までが色々あったでしょう。貸していて今度は借りるのかとか。だからそれをぼ今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないんしゃないかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスムーズに流れてゆくような気がするんですが。 1 番 自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはりそういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのではないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんしゃないでしょうか。 それが当たり前じゃないでしょうか。 季 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	員が言 う趣旨 借り手 8 番 この 寺田委員 Hさん んな条	すった意味ですね。借り手の方が自分の近くを集積したいという、そういで私はこれは良いんじゃないのかなと。貸し主の遠い近いじゃなくて、の集積という意味では良いんじゃないかと思います。 中は、T・Fさんが借りる分には問題ないんですよ。だけどこの次にK・いが借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいろを件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうのに月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。
	う趣旨 借り手 8 番 この 寺田委員 Hさん んな条	で私はこれは良いんじゃないのかなと。貸し主の遠い近いじゃなくて、 の集積という意味では良いんじゃないかと思います。 か件は、T・Fさんが借りる分には問題ないんですよ。だけどこの次にK・ が借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいろ な件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうの に月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。
# 1 日本の集積という意味では良いんじゃないかと思います。 **** *** *** ** ** ** ** **	借り手 8 番 この 寺田委員 Hさん んな条	の集積という意味では良いんじゃないかと思います。 の件は、T・Fさんが借りる分には問題ないんですよ。だけどこの次にK・ が借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいろ 合件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうの に月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。
8 番 この件は、T・Fさんが借りる分には問題ないんですよ。だけどこの次にK・ 寺田委員 日さんが借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいろ んな条件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうの は、先月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。 19番 借り手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無 鈴 委員 いんじゃないかと思うんだけれども。 8 番 今までが色々あったでしょう。貸していて今度は借りるのかとか。だからそ れをば今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないん じゃないかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスム ーズに流れてゆくような気がするんですが。 1 番 自分たちの所でも、タパコを作って、そしてカライモを作って、カライモの 後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはり そういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのでは ないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんし やないでしょうか。 5 番 これが当たり前じゃないでしょうか。 参 委員 議 長 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	8 番 この 寺田委員 Hさん んな条)件は、T・Fさんが借りる分には問題ないんですよ。だけどこの次にK・ が借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいろ ま件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうの ま月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。
 毎田委員 日さんが借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいろんな条件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうのは、先月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。 19番 借り手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無いんじゃないかと思うんだけれども。 8番 今までが色々あったでしょう。貸していて今度は借りるのかとか。だからそれをば今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないんじゃないかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスムーズに流れてゆくような気がするんですが。 1番 自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはりそういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのではないかと思うんですが。 5番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんしゃないでしょうか。 毎季 委員 産れが当たり前じゃないでしょうか。 委員 (委員の中から「異議なし」の声) 議長 他に質疑はありませんか。 コのNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。 	寺田委員 Hさん んな条	が借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいる 性体をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうの 日は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。
 毎田委員 日さんが借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいろんな条件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうのは、先月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。 19番 借り手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無いんじゃないかと思うんだけれども。 8番 今までが色々あったでしょう。貸していて今度は借りるのかとか。だからそれをば今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないんじゃないかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスムーズに流れてゆくような気がするんですが。 1番 自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはりそういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのではないかと思うんですが。 5番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんしゃないでしょうか。 毎季 委員 産れが当たり前じゃないでしょうか。 委員 (委員の中から「異議なし」の声) 議長 他に質疑はありませんか。 コのNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。 	寺田委員 Hさん んな条	が借りるといった時にさあどうなるのかという、まぁ利用集積とかいる 性体をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうの 日は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。
んな条件をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうのは、先月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。 19番 借り手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無 いんじゃないかと思うんだけれども。 8番 今までが色々あったでしょう。貸していて今度は借りるのかとか。だからそ	んな条	性をしたときに緩和して考えないといけないし、これから先そういうの 日は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。
は、先月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。 19番 借り手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無	l i	E月は貸していて、今月は借りるのかといのがあるので。
日9番 借り手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無	は、先	
## ## ## ## ## ## ## ## ## ##		手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無
## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	<u> </u>	手がこういうのに理解をして協力したという考え方にすれば、問題は無
8 番 今までが色々あったでしょう。貸していて今度は借りるのかとか。だからそ 寺田委員 れをば今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないん じゃないかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスム ーズに流れてゆくような気がするんですが。 1 番 自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの 後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはり そういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのでは ないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんし やないでしょうか。 4 年別番 参奏員 ※ 長 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 本 員 (委員の中から「異議なし」の声) ※ 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	19番 借り	
#田委員 れをば今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないんじゃないかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスムーズに流れてゆくような気がするんですが。 1 番 自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはりそういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのではないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんしゃないでしょうか。 4 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年	鈴 委員 いんじ	やないかと思うんだけれども。
#田委員 れをば今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないんじゃないかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスムーズに流れてゆくような気がするんですが。 1 番 自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはりそういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのではないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんしゃないでしょうか。 4 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年 年		
 じゃないかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスムーズに流れてゆくような気がするんですが。 1 番 自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはりそういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのではないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんしゃないでしょうか。 1 9番 それが当たり前じゃないでしょうか。 鈴 委員 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。 	8 番 今ま	でが色々あったでしょう。貸していて今度は借りるのかとか。だからそ
	寺田委員 れをば	で今度のこれを機に、もうそういうのはある程度は認めないといけないん
 1 番 自分たちの所でも、タバコを作って、そしてカライモを作って、カライモの 宿利原委員 後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはり そういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのでは ないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんし やないでしょうか。 1 9番 それが当たり前じゃないでしょうか。 銃 長 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。 	じゃな	いかという方向性を持っていれば、次の会合なんかに出てきた時もスム
 宿利原委員 後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはり そういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのでは ないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんし やないでしょうか。 1 9番 それが当たり前じゃないでしょうか。 参 委員 蔵 長 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。 	ーズに	流れてゆくような気がするんですが。
 宿利原委員 後にタバコを作ってとか、入れ替わりしているところも多いんですが、やはり そういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのでは ないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんし やないでしょうか。 1 9番 それが当たり前じゃないでしょうか。 参 委員 蔵 長 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。 		
 そういうところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのではないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんしゃないでしょうか。 19番 それが当たり前じゃないでしょうか。 鈴 委員 議 長 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。 	!	
ないかと思うんですが。 5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんしゃないでしょうか。 19番 それが当たり前じゃないでしょうか。 鈴 委員 議 長 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	<u> </u>	
5 番 借り手がやはり集積を求めて借りるのであれば、認めなければならないんしゃないでしょうか。 19番 それが当たり前じゃないでしょうか。 鈴 委員 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	そうい	うところは作物によって形態が違うんであれば認めざるをえないのでは
平原委員 やないでしょうか。 19番 それが当たり前じゃないでしょうか。 鈴 委員 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	ないか	いと思うんですが。
平原委員 やないでしょうか。 19番 それが当たり前じゃないでしょうか。 鈴 委員 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	ļ	
19番 それが当たり前じゃないでしょうか。		
鈴 委員 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	平原委員 ゃない	いでしょうか。
鈴 委員 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。 委 員 (委員の中から「異議なし」の声) 議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	ļ	
議 長 これからもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。		が当たり前じゃないでしょうか。
委員 (委員の中から「異議なし」の声) 議長 他に質疑はありませんか。 5番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	-	
議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	議長これ	からもずっと出て来るんですが、そういうことでよろしいでしょうか。
議 長 他に質疑はありませんか。 5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。		
5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。	一 委 員 (委	美貝の中から「異議なし」の声)
5 番 このNさんの11番のは、2筆じゃないんですか。		
	議長他に	工質疑はありませんか。
半原委員	!)Nさんの11番のは、2筆じゃないんですか。
${f i}$	平原委員	

[
事務局	現地は2枚ですが、1筆です。
議長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。
	これから、議案第2号のうち、受付番号1号から12号までを採決します。 お諮りします。
	議案第2号のうち、受付番号1号から12号については、原案のとおり決定
	することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	したがいまして、議案第2号のうち、受付番号1号から12号については、 原案のとおり決定しました。
議長	次に、議案第2号のうち、受付番号13号から43号までを議題とします。 事務局の説明をお願いします。
	1 1777/1977 10 1977 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
事務局	それでは、議案第2号のうち、受付番号13号から43号までを説明いたします。
	生が、受付番号13号から16号までの貸し人は、A・Yさん、H自治会在
	住の方です。
	申請地は、13号が馬場字新改田5,197番1、地目は田、地積は757 ㎡、14号が馬場字新改田5,208番2、地目は畑、地積は259㎡、15
	号が馬場字山ノ口5,369番2、地目は田、地積は1,865㎡、16号が
	馬場字瀬戸5, 507番3、地目は田、地積は923㎡で、4筆の合計は3, 804㎡となっています。
	604mとなっています。 貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使
	用貸借のため小作料金は発生しません。
	借り人は、A・Tさん、H自治会在住の方です。 経営状況は、世帯員2名、従事者1名、自作地3,804㎡で、水稲、野菜
	を主体とした経営をされています。
	農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、 ハーベスター、軽トッラク各1台となっています。
	この件の担当調査員は、15番 畠中委員です。
L	

次の受付番号17号から29号までの貸し人は、N・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は、17号が城元字平田1,183番、地目は田、地積は437㎡、18号が城元字森山1,315番1、地目は田、地積は960㎡、19号が、城元字竹下1,587番、地目は田、地積は176㎡、20号が城元字竹下1,588番1、地目は田、地積は579㎡、21号が城元字竹下1,605番、地目は田、地積は1,018㎡、22号が城元字竹下1,606番1、地目は田、地積は388㎡、23号が城元字久保下1,619番2、地目は田、地積は450㎡、24号が城元字久保下1,620番、地目は田、地積は691㎡、25号が城元字久保下1,623番2、地目は田、地積は212㎡、26号が城元字久保下1,623番2、地目は田、地積は212㎡、26号が城元字久保下1,627番、地目は田、地積は768㎡、27号が城元字永田1,950番3、地目は畑、地積は704㎡、28号が城元字桃木ケ迫2,654番、地目は畑、地積は3,771㎡、29号が城元字桃木ケ迫2,663番、地目は畑、地積は1,933㎡で、13筆の合計は12,087㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、N・Mさん、N自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員5名、従事者2名、自作地12,087㎡で、水稲、インゲン、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は150日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トッラク、動噴各1台、管理機2台となっています。

次の受付番号30号から32号の貸し人は、T・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は、30号が城元字平田1, 175番1、地目は田、地積は355 ㎡、 31号が城元字押切1, 442番1、地目は田、地積は632 ㎡、32号が城元字中鳥井1, 227番2、地目は田、地積は1, 392 ㎡で、3 筆の合計は 2, 379 ㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、T・Tさん、N自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者4名、雇用が5名で300日、自作地12, 573㎡、小作地3,145㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、動噴各1 台、管理機4台となっています。

受付番号17号から32号までの担当調査員は、17番 鳥越委員です。

次の受付番号33号から39号の貸し人は、Y・Mさん、S自治会在住の方です。

申請地は、33号が城元字谷口464番2、地目は田、地積は457㎡、34号が城元字谷口465番、地目は田、地積は650㎡、35号が城元字谷口468番1、地目は田、地積は439㎡、36号が城元字集91, 379番1、地目は田、地積は2, 468㎡、37号が神川字野首1, 564番1、地目は畑、地積は1, 011㎡、38号が神川字野首1, 564番3、地目は畑、地積は886㎡、39号が神川字野首1, 566番1、地目は畑、地積は4, 806㎡で、7筆の合計は10, 717㎡となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、Y・Sさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者3名、自作地11,953㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は250日で、農業機械の所有状況は、トラクター、動噴、管理機、トラック各1台となっています。

次の受付番号 40 号から 43 号の貸し人は、F ・ Y さん、S 自治会在住の方です。

申請地は、40号が馬場字天松院ノ下1、959番1、地目は田、地積は9 97㎡、41号が城元字谷口448番1、地目は畑、地積は456㎡、42号が城元字平野 731番5、地目は田、地積は1,230㎡、43号が城元字平田1、158番1、地目は田、地積は411㎡で、4筆の合計は3,094㎡ となっています。

貸付期間は、平成27年4月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人は、F・Mさん、S自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名、雇用が2名で100日、自作地9,719㎡、小作地1,631㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、動噴各1 台、軽トラック2台、管理機3台となっています。

受付番号33号から43号までの担当調査員は、20番 本釜委員です。 以上です。

議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。 先ず、受付番号13号から16号までを、15番 畠中委員お願いいたします。
15番 畠中委員	報告します。 13番から16番の案件は、農業者年金の経営移譲に伴う利用権設定であり、 また、親子間でもあり、問題は無いと思います。
議長	ありがとうございました。 次に、受付番号17号から32号までを、17番 鳥越委員お願いいたしま す。
17番 鳥越委員	NさんとTさん、これも一緒の農業者年金の受給の関係で、何ら問題は無いと思います。 以上です。
議長	ありがとうございました。 次に、受付番号33号から43号までを、20番 本釜委員お願いいたします。
20番 本釜委員	報告いたします。受付番号33番から43番を報告いたします。 これも農業者年金に伴う親子間の利用権設定で、なんら問題は無いかと考えられます。
議長	ありがとうございました。 ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第2号のうち、受付番号13号から43号までを採決します。 お諮りします。 議案第2号のうち、受付番号13号から43号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)

議長	異議なしと認めます。
	したがいまして、議案第2号のうち、受付番号13号から43号については、
	原案のとおり決定しました。
議長	ここで、○番 ○○委員の退席を求めます
	(○○委員退席)
議長	次に、議案第2号のうち、受付番号44号から47号までを議題とします。
	事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第2号のうち、受付番号44号から47号までを説明いたし
	ます。
	先ず、受付番号44号から46号までの貸し人は、T・Yさん、K自会在住
	の方です。
	申請地は、44号が神川字西道原一4,045番、地目は畑、地積は3,4
	01㎡、45号が神川字西道原一4,046番1、地目は畑、地積は879㎡、
	46号が神川字井手ノ河3,019番2、地目は田、地積は417㎡で、3筆
	の合計は4,697㎡となっています。 - 伐仕期間は、平成97年4月91日から平成29年19月14日までで、小
	貸付期間は、平成27年4月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は、44号が15,000円、45号が5,000円、46号が米2俵
	となっています。
	借り人は、T・Tさん、K・K自治会在住の方です。
	経営状況は、世帯員5名、従事者2名、雇用が3名で100日、自作地12,
	213㎡、小作地20,188㎡で、加工大根、バレイショ、甘藷を主体とし
	た経営をされています。
	農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トッラ
	ク各2台、2tトラック、管理機各1台となっています。
	次の受付番号47号の貸し人は、O・Mさん、K・S自治会在住の方です。
	申請地は、神川字桂巻5,103番1、地目は畑、地積は2,723㎡とな
	っています。
	貸付期間は、平成27年4月21日から平成32年12月14日までで、小
	作料金は20、000円となっています。
	借り人は、44号からと同じT・Tさんです。
	受付番号44号から47号までの担当調査員は、13番 徳永委員です。
	以上です。
 議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願い
碳 文	- ににいま、事務向から説明かめりましたか、担当調査員の調査報告をお願い - - - いたします。
	Y '/こしより。

	受付番号44号から47号までを、13番 徳永委員お願いいたします。
13番	報告します。
徳永委員	借り人のT・Tさんは、N委員ですので省略いたしますが、44号から46
	号のT・Yさん、高齢のために経営縮小をという申し出です。T・YさんとT・
	Tさん、親戚関係になりますのでT・Tさんに話をして、じゃぁ作りましょう
	ということで新しく契約した分です。
	47番のO・Mさんの畑は、直接契約で作っておられた方が、3月で契約を
	 解除されましたので、隣接地を耕作しているTさんにとOさんと話し合って、
	Tさんに話をしたところ引き受けて頂きましたので、契約した内容です。何ら
	i 一両方とも問題は無いと思います。
 議 長	
	ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。
	これから、議案第2号のうち、受付番号44号から47号までを採決します。
	お諮りします。
	議案第2号のうち、受付番号44号から47号については、原案のとおり決
	定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。
	したがいまして、議案第2号のうち、受付番号44号から47号については、
	原案のとおり決定しました。
議長	ここで、○番 ○○委員の入室を求めます
	(○○委員入室)
議長	以上で、平成27年4月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了
	いたします。
L	i

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

20番

2番

議事録調整者 窪 和人